

『働き方改革』に取り組む

中小企業・小規模事業者等の皆さまを支援します !!

働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」って何？

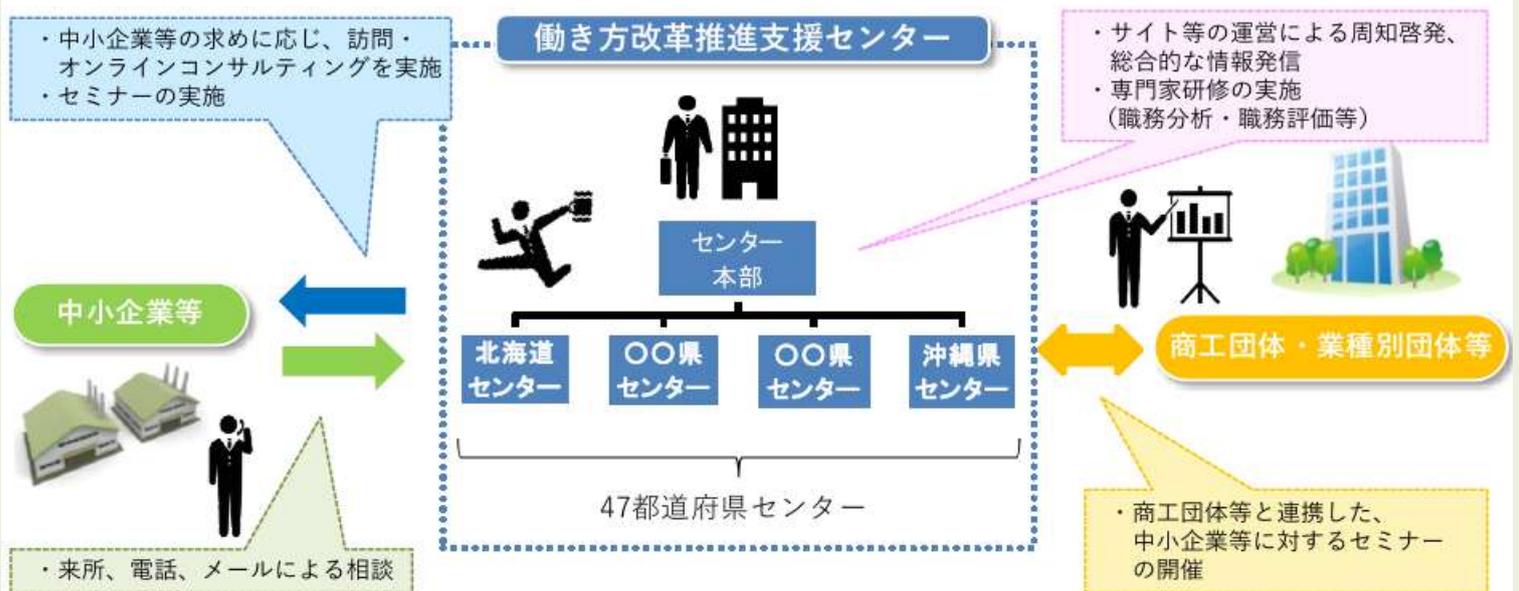
「働き方改革推進支援センター」は、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

センターでは、**労務管理等の専門家が無料**で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、その他働き方改革を広く支援する取組(※)に関する個別相談やコンサルティング等を実施しています。

働き方改革に取り組みたい中小企業・小規模事業者等の皆さま、是非ご相談ください！

※その他働き方改革を広く支援する取組とは・・・

- ・男性の育児休業取得促進の取組支援
 - ・仕事と育児や介護の両立支援
 - ・職場におけるハラスメントの防止措置の取組
 - ・良質なテレワークの定着促進
 - ・多様な正社員制度の導入支援
 - ・兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた支援
- など多様な働き方の実現に向けた取組に対応しています。



パートタイム・有期雇用労働法で 正社員と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差は禁止されています

その待遇の違い、説明できますか？

正社員と同じ仕事をしているのに、同じように手当はもらえないの？



短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は当該労働者に説明しなければなりません。

- ・「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- ・待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。

■ 待遇の違いについて再点検してみませんか？

基本給

賞与
(ボーナス)

食堂・休憩
室等の利用

各種
手当

教育訓練

など

[問題となりうる具体的なケース]

● 通勤手当が問題となった事業主の例

支給目的： 通勤費用の補填

現在の待遇： 正社員には実費を支給、
パート従業員は1日あたり定額を支給

待遇差の理由：

パート従業員は近隣からの通勤者が多く、
通勤費用があまりかからないため

→ 実際は…遠方からも採用しており、
自己負担している者がいる

× 労働契約に期間の定めがあるか否かによ
って通勤に要する費用が異なるもの
ではなく、実際に費用負担が生じてい
ることからも正社員と同一の基準での
支給が必要

● 慶弔休暇が問題となった事業主の例

支給目的： 仕事から離れて慶弔行事に参加する
ため

現在の待遇： 正社員のみに付与、有期雇用の
契約社員には付与されていない

待遇差の理由：

職務内容が異なるため
(正社員：非定型、契約社員：定型業務)

→ 実際は…正社員と同じ週所定労働日数
であり勤務日振替は難しい

× 付与目的に照らせば、職務内容によ
って慶弔行事に参加するために労働から
離れる機会を設ける趣旨や時間が変わ
るものではないことから、正社員と
同一の基準での付与が必要



うちの事業所は大丈夫…？ 何をすればいいの…？ そんな事業主の方を
「働き方改革推進支援センター」がサポートします！

※詳細は裏面をご確認ください。

働き方改革推進支援センターを 利用してみませんか？

全国47都道府県にあるセンターで、社会保険労務士などの専門家が無料で相談に応じています



来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。
(受付時間：原則 平日9:00~17:00)



メール相談

メールでの相談も承ります。



企業へのコンサルティング

専門家が、会社への訪問もしくはオンラインによるコンサルティングを実施しています。



セミナー開催

企業向けのセミナーを随時開催しています。



助成金の活用相談

働き方改革推進支援助成金やキャリアアップ助成金※など、働き方改革に関連する助成金の相談を承ります。



働き方改革推進支援センター

※コンサルティングの申し込みやセミナーの開催情報などは事業所の所在地の都道府県名をクリックしてご覧ください。

相談事例紹介



事業主

基本給以外にさまざまな手当を支給しているが、明確な基準はない。支給基準を明確にすれば働く意欲がもっと向上すると思うが、何をすればいいかわからない…

その問題一緒に解決しましょう！

各種手当を全て正社員と非正規雇用労働者で同一にする必要はありません。各手当の性質・目的を確認していくことで、その支給基準を明確にし、規定に定め、「見える化」しましょう。



社会保険労務士

取り組んだ感想

法的知識がないまま、各種手当の見直しに取り組んできたが、間違っていたことも多々あり、どのように見直していけばよいか分らなかった。
今回の支援で法令を遵守しながら待遇の改善ができ、大変心強く、ありがたく思っている。

※キャリアアップ助成金とは

(令和7年4月時点)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

例1：賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等※1の基本給の賃金規定等※2を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成。

※1 正社員以外のいわゆる「非正規雇用労働者」のこと。

※2 基本給の額を定めた規定や賃金テーブル、賃金一覧表のこと。

例2：正社員化コース

就業規則または労働協約等に規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員転換※3した場合に助成。

※3 正社員への転換または直接雇用（派遣労働者の場合）のこと。多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）への転換、直接雇用も「正社員転換」に含まれます。

詳しくは

[キャリアアップ助成金](#)

[検索](#)

■助成額（労働者1人あたり）

企業規模	賃金引上げ率			
	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

■助成額（労働者1人あたり）

企業規模	正社員化前 雇用形態	有期雇用労働者	無期雇用労働者
		重点支援 対象者※4	
重点支援 対象者※4	中小企業	80万円	40万円
	大企業	60万円	30万円
上記以外	中小企業	40万円	20万円
	大企業	30万円	15万円

※4 a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者

b: 雇入れから3年未満で、「過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下」等の要件を満たす有期雇用労働者

c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者

働き方改革推進支援センター連絡先一覧(R7.6.12現在)

センター名	住 所	電話番号	メールアドレス	運営開始日
北海道働き方改革推進支援センター	北海道札幌市中央区大通東2丁目3番地1 第36桂和ビル6階	0800-919-1073	hokkaido@workstylerform.net	R7.4.8
青森働き方改革推進支援センター	青森県青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館	0800-800-1830	aomori@workstylerform.net	R7.4.1
岩手働き方改革推進支援センター	岩手県盛岡市中央通1-7-35 コアフィールドモリオカ305	0120-576-073	iwate@workstylerform.net	R7.4.8
宮城働き方改革推進支援センター	宮城県仙台市宮城野区原町1丁目3-43 アクス原町ビル202	0120-978-600	miyagi@workstylerform.net	R7.4.3
秋田働き方改革推進支援センター	秋田県秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783	akita@workstylerform.net	R7.4.1
山形働き方改革推進支援センター	山形県山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル4階	0800-800-3552	yamagata@workstylerform.net	R7.4.1
福島働き方改革推進支援センター	福島県福島市御山字三本松19-3	0120-541-516	fukushima@workstylerform.net	R7.4.1
茨城働き方改革推進支援センター	茨城県水戸市河和田町1丁目2470-2	0120-971-728	ibaraki@workstylerform.net	R7.4.1
栃木働き方改革推進支援センター	栃木県宇都宮市 西川田町 923-20 リーガルビル2階	0120-800-590	tochigi@workstylerform.net	R7.4.8
群馬働き方改革推進支援センター	群馬県前橋市元総社町528-9	0120-486-450	gunma@workstylerform.net	R7.4.8
埼玉働き方改革推進支援センター	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-24 小峰ビル304-B	0120-729-055	saitama@workstylerform.net	R7.4.8
千葉働き方改革推進支援センター	千葉県千葉市中央区富士見2丁目7番5号 富士見ハイネスビル3階	0120-174-864	chiba@workstylerform.net	R7.4.8
東京働き方改革推進支援センター	東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社労士会館8F	0120-232-865	tokyo@workstylerform.net	R7.4.1
神奈川働き方改革推進支援センター	神奈川県横浜市中区相生町4丁目69 関内和孝ビル5階	0120-910-090	kanagawa@workstylerform.net	R7.4.8
新潟働き方改革推進支援センター	新潟県新潟市中央区東大通2丁目2番18号 タチバナビル4階 3-B	0120-009-229	niigata@workstylerform.net	R7.4.1
働き方改革推進支援センター富山	富山県富山市総曲輪二丁目1番3号 富山商工会議所ビル6階	0120-208-363	toyama@workstylerform.net	R7.4.8
石川働き方改革推進支援センター	石川県金沢市駅西新町3丁目1番10号 NEWSビル8階 804号室	0120-319-339	ishikawa@workstylerform.net	R7.4.7
ふくい働き方改革推進支援センター	福井県福井市西木田2丁目8番1号 福井商工会議所ビル1階	0120-144-864	fukui@workstylerform.net	R7.4.1
山梨働き方改革推進支援センター	山梨県甲府市酒折1丁目1番11号 日星ビル4階	0120-755-099	yamanashi@workstylerform.net	R7.4.8
長野働き方改革推進支援センター	長野市中御所1丁目16-11 鈴正ビル3階	0120-088-703	nagano@workstylerform.net	R7.4.8
ぎふ働き方改革推進支援センター	岐阜県岐阜市金宝町2-5 國井ビルディング5階	0120-226-311	gifu@workstylerform.net	R7.4.8
静岡働き方改革推進支援センター	静岡県静岡市葵区東鷹匠町9番2号 静岡県社会保険労務士会館	0800-200-5451	shizuoka@workstylerform.net	R7.4.8
愛知働き方改革推進支援センター	愛知県名古屋市中区熱田区三本松町3-1 愛知県社会保険労務士会館2階	0120-006-802	aichi@workstylerform.net	R7.4.8
三重働き方改革推進支援センター	三重県津市上浜町一丁目293の4 三重県私学青少年会館1階	0120-111-417	mie@workstylerform.net	R7.4.8
滋賀働き方改革推進支援センター	滋賀県大津市梅林一丁目3番25号 大津駅前第一森田ビル6階	0120-100-227	shiga@workstylerform.net	R7.4.8
京都働き方改革推進支援センター	京都府京都市下京区中堂寺栗田町90 京都リサーチパーク8号館 308号室	0120-417-072	kyoto@workstylerform.net	R7.4.8
大阪働き方改革推進支援・資金相談センター	大阪府大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階(相談スペース)7階(執務スペース)	0120-068-116	osaka@workstylerform.net	R7.4.1
兵庫働き方改革推進支援センター	兵庫県神戸市中央区八幡通3丁目2-5 IN東洋ビル404	0120-791-149	hyogo@workstylerform.net	R7.4.8
奈良働き方改革推進支援センター	奈良県奈良市西木辻町343番地1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811	nara@workstylerform.net	R7.4.1
和歌山働き方改革推進支援センター	和歌山県和歌山市北出島1丁目5番46号	0120-547-888	wakayama@workstylerform.net	R7.4.1
働き方改革サポートオフィス鳥取	鳥取県鳥取市富安1丁目152番地 SGビル4階	0800-200-3295	tottori@workstylerform.net	R7.4.8
島根働き方改革推進支援センター	島根県松江市母衣町55番地2 島根県教育会館2階	0120-514-452	shimane@workstylerform.net	R7.4.8
岡山働き方改革推進支援センター	岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所 8階(812号室)	0120-947-188	okayama@workstylerform.net	R7.4.8
広島働き方改革推進支援センター	広島県広島市南区稻荷町4-5 尾崎ビル803	0120-610-494	hiroshima@workstylerform.net	R7.4.8
働き方改革サポートオフィス山口	山口県山口市後河原25番地 愛山ビル 2階	0120-172-223	yamaguchi@workstylerform.net	R7.4.8
徳島働き方改革推進支援センター	徳島県徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951	tokushima@workstylerform.net	R7.4.1
香川働き方改革推進支援センター	香川県高松市亀岡町1-60 エスアールビル3階	0120-000-849	kagawa@workstylerform.net	R7.4.8
愛媛働き方改革推進支援センター	愛媛県松山市大手町2丁目5番地7 別館1階	0120-005-262	ehime@workstylerform.net	R7.4.1
高知働き方改革推進支援センター	高知県高知市南はりまや町2丁目3番10 ア・ラ・モードはりまや103号	0120-899-869	kochi@workstylerform.net	R7.4.8
福岡働き方改革推進支援センター	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5番28号 博多借成ビル301号	0800-888-1699	fukuoka@workstylerform.net	R7.4.8
佐賀働き方改革推進支援センター	佐賀県佐賀市川原町8番7号 平和会館1階会議室	0120-610-464	saga@workstylerform.net	R7.4.8
長崎働き方改革推進支援センター	長崎県長崎市五島町3-3 205号 プレジデント長崎	0120-168-610	nagasaki@workstylerform.net	R7.4.8
熊本働き方改革推進支援センター	熊本県熊本市中央区細工町4丁目30-1 扇寿ビル5階	0120-041-124	kumamoto@workstylerform.net	R7.4.1
大分働き方改革推進支援センター	大分県大分市内府内町1丁目6-21 山王ファーストビル3F	0120-450-836	oita@workstylerform.net	R7.4.1
みやざき働き方改革推進支援センター	宮崎県宮崎市橋通東1丁目8番11号 TOKIWA25ビル6階E室	0120-975-264	miyazaki@workstylerform.net	R7.4.8
鹿児島働き方改革推進支援センター	鹿児島県鹿児島市鴨池新町6番6号 鴨池南国ビル11階	0120-380-436	kagoshima@workstylerform.net	R7.4.1
沖縄働き方改革推進支援センター	沖縄県那覇市泊2丁目1-18 T&C泊ビル5F-B号室	0120-420-780	okinawa@workstylerform.net	R7.4.8